

墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第3号

墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

(墨田区情報公開条例の一部改正)

第1条 墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「もの」を「者」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「前条」の次に「の規定」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第1号中「機関の」を「機関が」に改め、同条第2号ア中「により又は慣行として」を「又は慣行により」に改め、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第4号中「生じる」を「生ずる」に改める。

第7条第1項中「認められる」を「認める」に改め、同条第2項中「、個人」を「個人」に改める。

第10条第2項中「、相当」を「相当」に、「、補正」を「補正」に改める。

第11条第1項中「対し、その」を「対しその」に改め、同条第2項中「及び」を「、及び」に、「、その」を「その」に改める。

第12条第3項各号列記以外の部分中「公開請求に係る区政情報が」を「前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る区政情報が」に、「すべて」を「全て」に、「生じる」を「生ずる」に改め、「、前2項の規定にかかわらず、実施機関は」を削り、「第1項」を「公開請求者に対し第1項」に改め、「、公開請求者に対し」を削り、同項第1号中「本項」を「この項」に改める。

第14条第1項中「公開請求に係る区政情報に区以外のもの」を「実施機関は、公開請求に係る区政情報に第三者」に改め、「、実施機関は」を削り、「、区以外のもの」を「、第三者」に改める。

第15条第1項中「ついて」を「あって」に改め、同条第2項中「生じる」を「生ずる」に改める。

第16条第1項中「ついて」を「要する費用」に改め、同条第2項中「前条」を「この条例」に、「作成及び当該写しの送付」を「交付」に改める。

第18条中「もの」を「者」に改める。

第19条中「規定するもの」を「掲げる者」に改める。

第24条第1項中「講じる」を「講ずる」に改め、同条第2項中「に定める」を「の」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条第4項中「必要」の次に「がある」を加える。

(墨田区個人情報保護条例の一部改正)

第2条 墨田区個人情報保護条例(平成2年墨田区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「を特に必要」を「が特に必要である」に改める。

第8条第2項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「定め」を「定めが」に改め、同項第4号中「公知性の」を「公知性が」に改め、同項第5号中「を特に必要」を「が特に必要である」に改める。

第9条第3項中「登録の」を「規定により登録した」に改める。

第12条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第15条第1項第2号中「定め」を「定めが」に改め、同条第2項中「除くほか」を「除き」に改める。

第16条第1項第2号中「定め」を「定めが」に改める。

第16条の2第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第17条第2項第4号ア中「により又は慣行として」を「又は慣行により」に改め、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第20条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第2項中「、当該自己情報」を「当該自己情報」に改め、同条第3項中「第1項第1号」の次に「に掲げる自己情報」を加える。

第21条第3項中「に規定する」を「の」に改める。

第22条第1項中「請求に応じる」を「規定による請求に応ずる」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同項第1号中「請求の」を「請求が」に改め、同項第3号中「ことの」を「ことが」に改め、同条第4項中

「応じる」を「応ずる」に改める。

第22条の2第1項中「開示請求に」を「実施機関は、開示請求に」に改め、「実施機関は」を削り、「意見書」を「意見書」に改め、同条第2項中「開示請求」を「開示請求」に改め、同条第3項中「対し、開示決定」を「対し開示決定」に改める。

第23条第2項中「自己情報」を「自己情報」に改める。

第25条の2中「もの」を「者」に改める。

第25条の3第2項中「規定するもの」を「掲げる者」に改める。

第26条第2項中「認めた」を「認める」に、「是正」を「是正」に改める。

第27条中「に基づく」を「の規定による」に改め、「又は複製」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例の規定による自己情報の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。